

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2023年12月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目次 —

I. 最新法令情報（2023年11月中旬～2023年12月中旬）

- 最高人民法院による「民法典」契約編通則の適用における若干問題に関する解釈
- 最高人民法院による「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」の適用における若干問題に関する解釈（二）
- 最高人民法院による労働紛争事件の審理における法律適用問題に関する解釈（二）（意見募集稿）

II. 今月の中国関連ブログ記事

- 2023年11月7日北京市知的財産局主催の国別知的財産セミナーへの登壇について
- 侵害訴訟中に被疑侵害者が権利無効の抗弁を行った事例
- 2023年11月29日浙江省知的財産局主催の知財ハイレベル人材育成セミナーへの登壇について
- AIが生成した画像の著作物性と著作権侵害が初めて認められた中国の裁判例
- ネットワークセキュリティインシデント報告管理弁法（意見募集稿）について

- グレーターベイエリア（内地、香港）個人情報越境流動標準契約実施手引きについて
- 専利法実施細則改正内容の公表

III. 中国法務の現場より

「AI 生成物の法律問題と日本法と中国法が相互に学び合うことの重要性」

IV. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2023年11月中旬～2023年12月中旬）

◆ 最高人民法院による「民法典」契約編通則の適用における若干問題に関する解釈¹

最高人民法院 2023年12月4日公布、2023年12月5日施行

1. はじめに

2021年1月1日に民法典²が施行されたことに伴い、契約法関係については、契約法³、そして契約法に関する二つの司法解釈、即ち契約法適用の若干問題に関する解釈（一）⁴と契約法適用の若干問題に関する解釈（二）⁵（以下、総称して「旧契約法解釈」という。）が同日廃止された。

しかし、旧契約法解釈は依然実務に対し指導的な意義を持つ内容があり、また民法典の契約編以外の部分に関しては民法典の施行に伴い新たに司法解釈が定められているのに対して、民法典契約編については未だ司法解釈が定められていなかったこともあり、最高人民法院は、旧契約法解釈において、民法典と矛盾せずかつ実務に適用されうる内容をできるだけ保留したうえで、「中華人民共和国民法典」契約編通則の適用における若干問題に関する解釈（以下「本解釈」という。）を制定した。

2. 要点

本解釈は、全69条から構成され、取引習慣に関する一般規定、契約の締結、効力、履行、保全、変更と譲渡、権利義務の終了及び違約責任等について定めているが、内容が多岐にわたり、紙幅の都合上、以下では特に外資企業にとって重要と思われる内容に絞って解説することとする。

(1) 覚書、意向書などが予約契約であるか、法的拘束力を持つかについて

予約契約とは、当事者間で将来の一定期間内に契約を締結することを約束するために締結されたものである。予約契約は、2012年に公布された最高人民法院による売買契約紛争事件の審理における法律適用の問題に関する解釈⁶において認められた概念であるが、売買契約関連に適用範囲が限られていた。

もっとも、民法典においては予約契約に関する内容が契約編通則に定められていることに伴い、売買以外の民事・経済分野でも一般的に見られている買受書、注文書、予約注文書といった文書の性質も明確に判断できる必要が生じていた。

¹「最高人民法院关于适用《中华人民共和国民法典》合同编通则若干问题的解释」

²「中华人民共和国民法典」

³「中华人民共和国合同法」

⁴「最高人民法院关于适用《中华人民共和国合同法》若干问题的解释（一）」

⁵「最高人民法院关于适用《中华人民共和国合同法》若干问题的解释（二）」

⁶「最高人民法院关于审理买卖合同纠纷案件适用法律问题的解释」

本解釈では、予約契約の判定基準を更に明確に定めており、特に覚書、意向書等実務上よく使われているものについては、当事者が取引の意向を表明するだけでは予約契約は成立しないもの⁷、当事者が将来一定の期間内に契約を締結することを約定し、又は将来の契約締結のために手付金を払い、将来の契約締結の主体、目的物等の内容を確定することができる場合には、当事者間における予約契約の成立が認められるとされている⁸。

また、最高人民法院による本解釈に関する記者会見での見解（以下、「本解釈に関する見解」という。）によれば⁹、もしも当事者が覚書、意向書等において意思表示の効力は発生せず、又は法的拘束力を生じないことを明確に定めれば、将来の契約締結する主体、目的物等意思表示の内容が具体的に定められても、予約契約が成立しないとのことである。

その観点からは、取引契約に先立ち締結される例えばLOIやMOUといった書面に関して、法的拘束力を持たせるか否かについては、明確に定めることが望ましいといえる。

(2) 事情変更と商業リスクをいかに区別するかについて

民法典第 533 条において商業リスクに属さない、契約締結時に予見不可能であった重大な変化が生じ、契約の履行を継続することが当事者の一方にとって明らかに不公平となる場合には、不利な影響を受ける当事者において改めて契約の協議をすることができる、という事業変更の原則が定められているが、実務上、どのような事情があれば上記事情変更の原則が適用されるかというのは、実務上判断が容易でない論点である。

この点、本解釈によれば、政策の調整又は市場の需要と供給関係の異常変動等により、当事者が契約締結時に予測できない価格の上昇又は下落が生じたため、当初の価格で契約の履行を継続することが当事者の一方にとって明らかに不公平となる場合において、民法典第 533 条に定める「重大な変化」即ち事情変更が生じたと認められるが、但し、市場が活発であり、長期的にみて価格の変動が大きい大口商品や株式、先物等のリスク投資型金融製品については、仮に激しい価格変動が生じたとしても、事情変更とは認められないとされている¹⁰。

上述した価格の変動については、本解釈に関する見解によれば、価格の上昇又は下落において、量的変化から質的变化へと転化する過程があり、つまり、正常な価格変動は量的変化であり商業リスクに当たるが、量的変化が一定の限界まで増大していくと、質的变化を生じるものとして、事情変更が生じたと認められるとのことである。

また、事情変更の原則は、国が司法権により契約自由の原則を修正するものであるため、本解釈では、当事者間で予め事情変更の原則の適用を除外することを合意したとしても、無効であることを明確に定めた¹⁰。

⁷ 本解釈第 6 条第 2 項

⁸ 本解釈第 6 条第 1 項

⁹ <https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/419402.html>

¹⁰ 本解釈第 32 条第 1 項

¹⁰ 本解釈第 32 条第 4 項

(3) 契約違反による損害賠償の計算について

本解釈においては、契約違反による損害賠償の計算について、以下のとおり二つの方面から関連規則を定めている。

ア 損害賠償範囲の確定

本解釈においては、契約違反による損害賠償の範囲については、民法典第 584 条に定めた履行利益¹¹のほか、契約違反によりもたらされたその他の損失も含まれると定められているため、それらの計算方法を以下のとおり整理する。

	履行利益の計算方法	その他の損失の計算方法
契約違反による損害賠償の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 利益により計算 契約違反当事者ではない当事者（以下、「非契約違反当事者」という。）が得られる生産利益、経営利益又は転売利益により履行利益を計算することができる（非契約違反当事者が契約の締結、履行のために支出する合理的なコストを除く）¹²。 ● 代替取引の価格により計算 非契約違反当事者が契約の解除権を行使し、かつ代替取引を行った場合、代替取引の価格が市場価格から遥かに逸脱しない限り、原則として、代替取引の価格と契約で合意した価格の差額により履行利益を計算することができる¹³。 ● 市場価格により計算 非契約違反当事者が契約の解除権を行使したが代替取引を行わなかった場合には、違約行為発生後合理的な期間内においての契約履行地の市場価格と契約で合意した価格の差額により履行利益を計算することができる¹⁴。 	その他の損失は、非契約違反当事者が第三者に違約責任を負い負担すべき費用等、契約違反によりもたらされたその他の損失を指す。当該損失は、契約違反当事者が契約締結時に予見し又は予見すべきであった場合には、損害賠償の範囲になる ¹⁵ 。

イ 損害賠償金額の確定

本解釈は、損害賠償金額を確定するには損失拡大の防止規則、過失の規則と損益相殺の規則を総合的に考慮する主旨を示した。

本解釈によれば、非契約違反当事者が適切な措置を取らなかったことによる拡大された損失、非契約違反当事者の過失にもよる相応の損失、非契約違反当事者が違約により得た予定外の利益又は減少する必要な支出については、契約違反当事者がそれらを損害賠償金額から控除することを主張する場合に、人民法院はそれを支持するとされている¹⁶。

¹¹ 民法典第 584 条によれば、当事者の一方が契約上の義務を履行せず、又は契約上の義務の履行が約定に合致しないことにより、相手方に損害をもたらした場合には、損害賠償額は、契約違反によりもたらされた損害に相当するものでなければならないが、これには契約履行後に得られたであろう利益（いわゆる履行利益）が含まれるとされている。

¹² 本解釈第 60 条第 1 項

¹³ 本解釈第 60 条第 2 項

¹⁴ 本解釈第 60 条第 3 項

¹⁵ 本解釈第 63 条第 2 項

¹⁶ 本解釈第 63 条第 3 項

◆ 最高人民法院による「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」の適用における若干問題に関する解釈（二）¹⁷

最高人民法院 2023年11月30日公布、2024年1月1日施行

1. はじめに

中国における国際間の民商事に関する往来が日増しに頻繁化・緊密化していく中、涉外民事事件の発生頻度も大幅に増加し、それらの事件が諸外国、地域又は法域の法制度に関わっているため、外国法の調査に対する司法上の需要が高まっている。

このような背景の下、実務上に問題視されている外国法の調査主体の不明確、調査方式の単一化、調査手続の非規範化といったような課題に対し、最高人民法院は、「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」の適用における若干問題に関する解釈（二）（以下「解釈（二）」という。）を制定し公布した。

2. 要点

(1) 外国法を調査する主体について

涉外民事関係法律適用法¹⁸では、外国法を調査する主体は原則として人民法院をはじめとする紛争解決機構であり、当事者が外国法の適用を選択した場合にのみ、当事者がそれを提供することは既に明確にされている¹⁹。

ところが、仮に当事者が外国法の適用を選択しない場合に、人民法院は当事者に対し外国法の提供を要求できるか、そして、もしも当事者は外国法の提供ができず又は提供したくない場合に、どのように処理すればよいかについては、かねてから実務上の論点になってきた。この点につき、解釈（二）によれば、仮に当事者が外国法の適用を選択しなくても、人民法院は当事者に対し外国法の提供に協力するよう求めることができ²⁰、他方、当事者による協力を得られないとき、それのみを理由として外国法の調査ができないと認定してはならず²¹、後述した外国法を調査する経路に列挙された他の経路により外国法を調査しなければならないとされている²²。

このように、外国法を調査するにあたっては、人民法院が主としてその調査責任を負い、当事者が必要に応じて外国法を提供し又はそれに協力する規則の明確化により、本来人民法院が負うべき外国法調査の責任が、勝手に当事者に押し付けられることを有効に防止し、本来外国法を適用すべき案件に、全ての調査経路を経ることなく直ちに中国法が適用されることを防止することが期待される。

¹⁷ 「最高人民法院关于适用《中华人民共和国涉外民事关系法律适用法》若干问题的解释(二)」

¹⁸ 「中华人民共和国涉外民事关系法律适用法」

¹⁹ 涉外民事関係法律適用法第10条第1項

²⁰ 解釈(二)第2条第1項(1)

²¹ 解釈(二)第2条第3項

²² 解釈(二)第2条第2項

(2) 外国法を調査する経路について

解釈（二）では、外国法を調査する経路について、以下のとおり7種類が明確にされた²³。

- 当事者による提供
- 司法協カルートを通じた相手方の中央機関又は主管機関による提供
- 最高人民法院を通じて中国の当該国に設ける在外公館又は当該国の中国に設ける在外公館による提供
- 最高人民法院が設立し又は参加する法律調査協力メカニズムの参加者による提供
- 最高人民法院国際商事専門家委員会の専門家による提供
- 法律調査サービス機構又は中外の法律専門家による提供
- その他の適切な経路

上述したいずれかの経路を通じて外国法の調査が十分にできない場合でも、他の経路を通じて調査する必要があるとされていることからすると²⁴、上述したすべての経路を試しても外国法の調査ができない場合にのみ、涉外民事関係法律適用法上の「外国法の調査ができない」状況にあたり、中国法を適用することができる²⁵。

(3) 外国法を提供する際の要求について

実務上における「当事者がどのように外国法を提供するか」という課題に対し、解釈（二）は以下のとおり具体的な要求を示した。

当事者が外国法を提供する場合において、外国法の具体的な規定はもちろん、それを入手した経路、効力の状況、紛争事件との関連性等を説明する必要があり、また、外国法が判例法である場合には、判例全文も提出しなければならないとされている²⁶。

また、法律調査サービス機構又は中外の法律専門家が外国法を提供する場合において、それら第三者の専門性と中立性を確保するためには、上述した書類のほか、法律調査サービス機構の資格証明書、法律専門家の身分証明書、資格証明書及び利益関係のない書面声明の提供が求められている²⁷。

(4) 外国法を審査・認定する手続と基準について

外国法を審査・認定する手続について、解釈（二）では、外国法関連資料に対し法廷において提示し弁論することを明確に定めたほか²⁸、必要に応じて、法律調査サービス機構又は法律専門家に出廷し質疑応答に対応してもらうことができると定めた²⁹。

また、外国法を審査・認定する基準について、解釈（二）は三つの基準を定めた³⁰。その

²³ 解釈（二）第2条第1項

²⁴ 解釈（二）第2条第2項

²⁵ 涉外民事関係法律適用法第10条第2項

²⁶ 解釈（二）第3条

²⁷ 解釈（二）第4条

²⁸ 解釈（二）第5条

²⁹ 解釈（二）第7条第1項

³⁰ 解釈（二）第8条

内容をまとめると以下のとおりである。

- ・ 人民法院は外国法の内容に関する当事者の意思表示を尊重し、当事者が異議のないとき、人民法院は外国法の内容を確認することができる。
- ・ 当事者が異議を有するとき、人民法院が外国法の内容を審査して認定する。
- ・ 効力を生じた人民法院の判決により認定された外国法の内容は認められるが、但し反対証拠（例えば外国法の変更や改正がなされたこと等の証拠）がある場合を除く。

(5) 外国法を調査する費用の負担について

今までの中国の法令において、外国法を調査する費用の負担について明確な規定が定められていない。解釈（二）では、当事者が外国法を調査する費用の負担について合意している場合にはその合意に従い、合意していない場合には人民法院が当事者の訴訟請求と事件の状況に照らして合理的な費用負担を決定すると定めた³¹。

◆ 最高人民法院による労働紛争事件の審理における法律適用問題に関する解釈 (二) (意見募集稿)³²

最高人民法院 2023年12月12日公表、同月22日まで意見募集

1. はじめに

2023年12月12日に、最高人民法院は労働紛争事件の審理における法律適用問題に関する解釈（二）（意見募集稿）（以下「本意見募集稿」という。）について、社会に対して公開的に意見を求めた。

2021年1月1日に施行された労働紛争事件の審理における法律適用問題に関する解釈（一）³³（以下「解釈（一）」という。）は、基本的に2020年12月31日付で廃止された労働紛争事件の審理に関する4件の司法解釈³⁴の関連規定を統合・整理したものであり、従前の司法解釈から実質的な変更は見当たらなかったが、本意見募集稿では、ストックオプションに関する紛争、未消化の有給休暇の性質、在職中の競業禁止条項の効力など、実務において議論や様々な見解が分かれているような問題について一定の解釈を示しているとともに、一部新設されている規定もあり、注目に値すると考えられる。あくまで意見募集の段階のものであるが、本意見募集稿において特に重要と思われる内容について紹介する。

2. 要点

(1) スtockオプションに関する紛争の性質について

通常、ストックオプションに関する紛争は、多額の資金に関わっているため、一般的な労

³¹ 解釈（二）第11条

³² 「最高人民法院关于审理劳动争议案件适用法律问题的解释（二）（征求意见稿）」

³³ 「最高人民法院关于审理劳动争议案件适用法律问题的解释（一）」

³⁴ 2020年12月31日付で廃止された労働紛争関連の4件の司法解釈は、労働紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（最高人民法院关于审理劳动争议案件适用法律若干问题的解释）、労働紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）（最高人民法院关于审理劳动争议案件适用法律若干问题的解释（二））、労働紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（三）（最高人民法院关于审理劳动争议案件适用法律若干问题的解释（三））、労働紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（四）（最高人民法院关于审理劳动争议案件适用法律若干问题的解释（四））を指す。

働紛争より複雑となることが通常である。また、ストックオプションの給付等に関する紛争事件の性質、それに関する法律の域外適用条項の有効性等については、実務上統一的な見解があるわけではないため、ストックオプションに関する紛争審理における裁判基準の明確化は、実務上も期待されている。

本意見募集稿では、企業は労働関係に基づき労働報酬の一部として従業員にストックオプションを付与した場合において、ストックオプションの給付又は損害賠償に関する紛争は労働紛争であることを明確にした³⁵。

そのため、仮に中国国内の企業が海外関連企業をして従業員とストックオプションに関する契約を締結させ、かつ法律の域外適用を約定したとしても、当該約定は労働者権益に関わるものであるため無効と認められる可能性があると言える³⁶。

(2) 未消化の有給休暇の仲裁時効について

労働紛争調解仲裁法³⁷では、労働紛争の仲裁申立の時効期間に関し、通常の仲裁時効期間は、労働者がその権利が侵害されていることを知り、又は知り得べき日から1年としつつ³⁸、労働報酬の支払遅延に起因して紛争が生じた場合は、労働関係の終了日から1年以内に仲裁申立をすることができる特殊な仲裁時効期間（以下「特殊な仲裁時効」という。）を定めている³⁹。

この点、労働報酬の構成においては、給与、賞与、手当と残業代は労働報酬に含まれることが法令上明確にされている⁴⁰。他方、未消化の有給休暇は労働報酬にあたるか、そして特殊な仲裁時効を適用できるか（すなわち、例えば2021年度の未消化の有給休暇の買取について、労働者は2023年に離職してから主張できるか）についてはこれまで明確にされていなかったが本意見募集稿では、未消化の有給休暇の買取に関する紛争は、特殊な仲裁時効を適用することを示した⁴¹。

(3) 競業禁止条項の効力及び違約責任について

労働契約法⁴²では、競業禁止期間は労働契約の解除又は終了後に限定されており⁴³、在職期間中を含まないため、在職期間中の競業禁止条項の効力については実務上論点とされていたが、本意見募集稿では、在職中の労働者と企業が競業禁止条項を約定した場合には、競業禁止に関する経済補償金を受領するか否かとは関係せず、当該競業禁止義務を負うこ

³⁵ 本意見募集稿第1条

³⁶ 「涉外民事関係法律の用法」適用の若干問題に関する解釈（一）（关于适用《中华人民共和国涉外民事关系法律适用法》若干问题的解释（一））第10条第1号に基づき、労働者の権益保護に係る紛争については、強行法規として、当事者による準拠法の合意によりその適用を排除できないと判断される可能性がある。

³⁷ 「中华人民共和国劳动争议调解仲裁法」

³⁸ 労働紛争調解仲裁法第27条第1項

³⁹ 労働紛争調解仲裁法第27条第4項

⁴⁰ 国家统计局による給与総額の構成に関する規定（国家统计局关于工资总额组成的规定）第4条

⁴¹ 本意見募集稿第5条

⁴² 「劳动合同法」

⁴³ 労働契約法第23条、第24条

とを明確にした⁴⁴。

また、労働者が競業禁止条項に違約した場合の責任について、本意見募集稿では、企業が経済補償金を支払った場合にその返還を請求できるほか、事前に違約金を約定した場合に違約金も請求することができる⁴⁵と示した。

(4) 企業が一方的に業務内容又は勤務地を調整した場合の適法性について

労働契約法では、業務内容と勤務地は労働契約の必要的記載事項の一つとされており⁴⁶、それを変更するには企業と労働者との合意が必要であるとされている⁴⁷。そのため、企業が一方的に業務内容又は勤務地を調整することはできないというのが通説的な考え方であったが、他方で実務上、企業が経営上の需要により労働者の業務内容又は勤務地を変更しなければならない場合に、労働者の同意がない限り、本当にそれらを調整することができないとすると、業務の適正化の障害にもなることから、同意なく業務内容等を変更することができないかは論点となっていた。

この点、本意見募集稿は直接的な見解を示していないが、従業員が以下のいずれかの主張をした場合には、企業が違法に業務内容、勤務地を調整したものと認定するとしており⁴⁸、逆に、以下のいずれにも該当しない場合には、一方的に業務内容等を変更することも可能と反対解釈する余地もある。

- 労働契約又は就業規則の関連規定に適合しないこと
- 当該業務内容等の変更が生産経営における客観的な需要に基づかないこと
- 労働者の給与及び他の労働条件に不利な変更があり、かつ必要な協力又は補助的な措置を提供していないこと
- 調整後の業務内容が労働者に任せることが客観的にできないものであること
- 差別的、侮辱的な状況があること

(5) 労働契約の履行継続の不可に関する判断基準について

労働契約法では、企業による労働契約の解除が違法であると判断された場合で、労働者が労働契約の履行を継続するよう求めた場合、原則として企業は履行を継続しなければならないが、もしも労働契約の履行の継続が既に不可能となっている場合には法定の経済補償金基準の2倍という賠償金を支払うことが必要とされている⁴⁹。

労働関係を維持するには企業と労働者との間の信頼関係が必要不可欠であるが、どのような事由があれば労働契約の履行が既に不可能と評価すべきかという点について、一部の仲裁機関や人民法院において、一定の判断基準を示したものが一方⁵¹、全国統一的な基準

⁴⁴ 本意見募集稿第18条

⁴⁵ 本意見募集稿第19条

⁴⁶ 労働契約法第17条第1項第4号

⁴⁷ 労働契約法第35条第1項

⁴⁸ 本意見募集稿第20条第2項

⁴⁹ 労働契約法第48条

⁵¹ 例えば、2019年8月23日付の北京市高级人民法院、北京市労働人事紛争仲裁委員会による労働紛争事件の審理における法律適用の問題に関する解説(北京市高级人民法院、市劳动人事争议仲裁委员会关于审理劳动争议案件法

は定められていない。

これに対し、本意見募集稿では、以下のいずれかの事由があれば、労働契約の履行の継続が既に不可能となっていると認定できることを明らかにした。

- 労働契約が仲裁又は訴訟の過程において期限満了し、かつ法に従い労働契約を更新し、延長すべき状況が存在しない場合
- 労働者が法定退職年齢に達した場合
- 労働者が法に従い基本養老保険待遇を享受し始めた場合
- 使用者が破産宣告された場合
- 使用者が解散した場合（合併又は分立のための解散を除く）
- 労働者がすでに他の使用者と労働関係を確立し、使用者の業務推進に深刻な影響を与え、又は使用者の要請にもかかわらず、他の使用者との労働契約の解除を拒否した場合
- その他労働契約が客観的に履行できない状況が存在する場合

執筆担当：李浚

律适用问题的解答)第9点、2019年6月19日に公表された山東省高級人民法院、山東省人力資源と社会保障庁による労働人事紛争事件の審理における若干問題に関する議事録(山东省高级人民法院、山东省人力资源和社会保障厅关于审理劳动人事争议案件若干问题会议纪要)第12点等が挙げられる。

II. 今月の中国関連ブログ記事

2023年12月にTMI総合法律事務所ウェブサイト上でブログ掲載した、中国関連の記事をご紹介します。タイトルをクリックしていただきますと、ブラウザにて該当記事を読むことができますので、本ニュースレターと合わせて、ご参考にしていただけますと幸いです。

2023年11月7日北京市知的財産局主催の国別知的財産セミナーへの登壇について	
掲載日	2023年12月1日
概要	2023年11月7日に北京市で行われた知的財産局主催の国別知的財産セミナーの様子を紹介しています。
侵害訴訟中に被疑侵害者が権利無効の抗弁を行った事例	
掲載日	2023年12月5日
概要	侵害訴訟中に被疑侵害者が権利無効の抗弁を行った事例について解説しています。
2023年11月29日浙江省知的財産局主催の知財ハイレベル人材育成セミナーへの登壇について	
掲載日	2023年12月7日
概要	2023年11月29日に浙江省で行われた知的財産局主催の知財ハイレベル人材育成セミナーでの様子を紹介しています。
AIが生成した画像の著作物性と著作権侵害が初めて認められた中国の裁判例	
掲載日	2023年12月12日
概要	AIが生成した画像の著作物性と著作権侵害が初めて認められた中国の裁判例について解説しています。
ネットワークセキュリティインシデント報告管理弁法（意見募集稿）について	
掲載日	2023年12月20日
概要	ネットワークセキュリティインシデント報告管理弁法（意見募集稿）について解説しています。
グレーターベイエリア（内地、香港）個人情報越境流動標準契約実施手引きについて	
掲載日	2023年12月20日
概要	2023年12月10日に公布されたグレーターベイエリア（内地、香港）個人情報越境流動標準契約実施手引きについて解説しています。
専利法実施細則改正内容の公表	
掲載日	2023年12月25日
概要	2023年12月21日に公表された専利法実施細則の改正条文について解説しています。

III. 中国法務の現場より

◆ AI 生成物の法律問題と日本法と中国法が相互に学び合うことの重要性

2023年5月に開催されたG7広島サミットで生成AIの取り扱いにかかる世界的な取り組み、枠組みが議題に取り上げられるなど、2023年は発展が著しい生成AIの議論が数多くなされたが、中国の法律業界においても生成AIに関する立法や裁判例が進展した1年であった。

中国では、2023年8月15日に世界各国の中でも早いタイミングで「生成式人工知能サービス管理暫定弁法」⁵⁰という生成AIサービスの提供に関する枠組みを定めた法令が施行されただけでなく、生成AIの開発等にあたって依拠されるべき科学技術的な倫理に関しても「科学技術倫理審査弁法（試行）」⁵¹が2023年12月1日から施行されるなど、生成AIに関連した積極的な立法が行われてきた⁵²。

これらに加えて生成AIに関連する司法判断も次々と出され始めており、その司法判断も実務上非常に示唆を含むものであるため、以下では2023年に注目された2つの事例を紹介したい。

I. AIが生成した画像の著作権侵害事例

2023年11月27日、AIが生成した画像の著作権侵害訴訟において、北京インターネット裁判所が、AIが生成した画像の著作物性を認め、AI利用者を著作者として著作権侵害を認める判決を中国において初めて下し、大きな注目を浴びた⁵³。

日本においても、人の「創作意図」と「創作的寄与」が認められ、人がAIを道具として使用したといえるような場合には、AI生成物であっても、当該人が著作者であることを前提に、著作物性が認められる可能性があると考えられているところ、知的財産戦略本部の報告書では、「AIの技術の変化は非常に激しく、具体的な事例が多くない状況で、どこまでの関与が創作的寄与として認められるかという点について、現時点で、具体的な方向性を決めることは難しく、まずはAI生成物に関する具体的な事例の継続的な把握を進めることが適当であると報告されている⁵⁴。

本判決では、「カラー写真」、「カメラ目線」などよく用いられる指示語もあるものの、原告が期待する出力結果（AI生成画像）を得るために、AIモデルを選択して、指示語を細かく入力し、継続して再調整をして、その中から作成したい画像を選び出したことを理由に創作的寄与が認められた。AI利用者にどのような「創作的寄与」があれば、AI生成画像の著作物性を認めるべきかを判断した具体的な事例として日本の議論においても参考となるであろう。

⁵⁰ 「生成式人工知能サービス管理暫行弁法」

⁵¹ 「科技倫理審査弁法（試行）」

⁵² これ以外にも2023年10月11日には、「生成AIサービス安全基本要求」（生成式人工知能サービス安全基本要求）という安全基準に関する意見募集稿が公表されている。

⁵³ 裁判例の詳細は、弊所ブログを参照（<https://www.tmi.gr.jp/eyes/blog/2023/15234.html>）

⁵⁴ 新たな情報財検討委員会報告書〔知的財産戦略本部・平成29年3月〕36～37頁

2. AIが生成した音声に係る権利侵害事例

上記判決から間もなくして、2023年12月12日、北京インターネット裁判所に、中国で初めてとなるAIが生成した音声権に係る侵害訴訟が提起され、開廷審理が行われている。

原告は、自己が業務において録音したオーディオブックの音声で、取引先であった会社により、ソフトウェア会社へ提供されてAI化処理が行われた後、プラットフォーム運営者、サプライヤー、アプリケーション提供者により販売され、その音声権が侵害されたと主張して、5社に対して訴訟を提起し、原告の音声権の侵害行為の差し止め、原告の音声の販売停止、公開での謝罪、経済的損失として50万元、精神的損害として10万元の損害賠償を請求している。

被告の一人は、原告は録音した著作物の著作権の帰属について約定したと反論しているところ、原告は、本件の請求は人格権に基づくもので、著作権侵害によるものではないため、被告が著作権のライセンスを有していることが、原告の人格権のライセンスを有していることにはならないと主張している。

このように、AIはすでに人間の声を再現することができるようになり、日本においても、AI音声のもとになった人に対する権利をどのように保護するべきかが議論されている。2023年6月13日に、俳優・声優の権利保護活動を行う日本俳優連合が、「生成系AI技術の活用に関する提言」を公表し、ガイドラインの策定、日本の著作権法第30条の4の運用見直し、AI生成物の明示の義務付け、人間の代替としてAIによる表現の禁止、「声の肖像権」の設立等を業界や国に求めた⁵⁵。

2021年1月1日から施行されている中国の民法典では、この「声の肖像権」について規定を定めており、自然人の声は、肖像権保護に関する規定を適用するものとして、人格権の一つである肖像権の一部として取り扱われている⁵⁶⁵⁷。そのため、人の音声についても法律に従って、制作、使用、公開又は他人に自己の使用を許可する権利を有すること、法律の別段の定めがある場合を除いて、音声権者の同意を得ることなく、音声権利者の音声を作成し、使用し、公開することができないこと、音声著作物の権利者は、音声権者の同意を得ることなく、発表、複製、発行、賃貸、展示等の方法によって音声権者の音声を使用し又は公開してはならないことなどが規定されている⁵⁸。

上記の事例や民法典の規定はAIが生成した音声の権利保護の問題に関する日本の議論においても参考となるであろう。

⁵⁵ <https://www.nippairen.com/about/post-14576.html>

⁵⁶ 民法典第1023条第2項

⁵⁷ 中国語では「声音权」と呼ばれる。

⁵⁸ 民法典第1018条、同法第1019条第1項、第2項

3. 日本法と中国法が相互に学び合うことの重要性

中国法は、同じ漢字文化圏の属する日本法から多くの法律用語を輸入し学んできたが、現代においては、人工知能分野を中心に先端的な事例が次々に現れてきており、日本法が中国法から学ぶべきことが多くなってきている。一方で、日本法には法学の理論研究を100年以上行ってきた蓄積があり、中国法の発展に寄与できる部分も多く、日本法と中国法が相互に学び合うことがより重要な時代になってきていると中国法務の現場で日々感じている。

2023年12月1日には、日本の特許庁と中国の国家知識産権局においてAI関連発明に関する比較研究報告書が公表された⁵⁹。人工知能や技術の加速度的な発展により、法学における対応が追い付かなくなっているのは全人類的な課題となっているが、2024年も日本法と中国法のこのような交流がさらに広がることで、法学の理論的なレベルがさらに高まることを期待したい。

執筆担当:三代川英嗣

⁵⁹ https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/cn/ai_report_2023.html

IV. バックナンバー

過去1年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。

号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/ 連載・コラム
2023年11月号	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者インターネット保護条例 「ハーグ条約」への加入及び実施開始 	<ul style="list-style-type: none"> 中国深圳市での特許セミナー講師
2023年10月号	<ul style="list-style-type: none"> テスラ表示の使用に関する権利侵害訴訟(驰名商标認定) 	<ul style="list-style-type: none"> 中国個人情報の越境移転に関する重要な立法動向(「データの越境流動規範と促進規定」意見募集稿について) 知的財産局が「特許遅延審査のガイドライン」を公表 GUIの意匠権に基づくソフトウェア提供者への権利行使が認められた事例
2023年9月号	<ul style="list-style-type: none"> 民事訴訟法の改正に関する決定 外国国家免除法 企業名称登記管理規定実施弁法 	<ul style="list-style-type: none"> 社内資料に基づく先使用の抗弁が認められた事例
2023年8月号	<ul style="list-style-type: none"> 外商投資環境の更なる最適化と外商投資誘致活動の強化に関する意見 個人情報保護に関するコンプライアンス監査管理弁法(パブリックコメント) 	
2023年7月号	<ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和国対外関係法 知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限の禁止規定 ドローン飛行管理暫定条例 	<ul style="list-style-type: none"> 知財局による専利権譲渡・ライセンス契約雛形及び契約締結ガイドラインの公表
2023年6月号	<ul style="list-style-type: none"> ブラインドボックス経営行為規範ガイドライン(試行) 医薬品、医療機械、保健食品、特定医療用配方食品に関する広告審査管理弁法(意見募集稿) 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン(第一版)～重要ポイントと実務対応～

	<ul style="list-style-type: none"> 非正常な特許出願行為の認定及び認定後の処理に関するガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> 「商標審査案件の審理中止状況規則」に関する解説
<u>2023年5月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産事件の取扱いに関する人民検察院の業務指針 薬品基準管理弁法（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> 最高人民法院が2022年10大知財事件を公表～その1～ 明細書の直接的な記載に基づかない補正が許された事例
<u>2023年4月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 独禁法関連規定について 最高人民法院による<中華人民共和国民法典>の権利侵害責任編の適用に関する解釈（一）（意見募集稿） 全国の地域別最低賃金の状況（2023年4月1日時点） 	
<u>2023年3月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 立法法（2023年改正） 個人情報越境移転標準契約の主な内容 「職場における女性従業員特殊労働保護制度（参考手引書）」及び「職場におけるセクシャルハラスメント防止の制度（参考手引書）」の発行に関する通知 	<ul style="list-style-type: none"> 侵害訴訟中に訂正された請求項の扱い及び公然実施に基づく従来技術の抗弁に関する事例
<u>2023年2月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 外商投資研究開発センターの設立をより一層奨励する若干措置の通知 2022年度全国法院十大商事案件 	<ul style="list-style-type: none"> 商標法改正草案（意見募集稿） 2022年の知的財産権取得状況（速報） 信頼できないエンティティリスト組み入れによる対抗措置事例 個人情報越境移転標準契約（中国版 SCC）の正式公布～重要ポイントと実務対応～
<u>2023年1月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 「対外貿易法（2022年改正法）」 「会社法（改正草案第二次審議稿）」 	

	<ul style="list-style-type: none"> 「商標法改正草案（意見募集稿）」 	
2022年12月号	<ul style="list-style-type: none"> 「最高人民法院による涉外民商事事件の管轄に関する若干問題の規定」 「中華人民共和国反不正競争法（改正草案意見募集稿）」 	

編集・発行

TMI 総合法律事務所

発行日

2023年12月28日

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1

六本木ヒルズ森タワー23階

TEL: +81-(0)3-6438-5511

E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号

淮海国際広場 2605 室

TEL: +86-(0)21-5465-2233

E-mail: shanghai@tmi.gr.jp



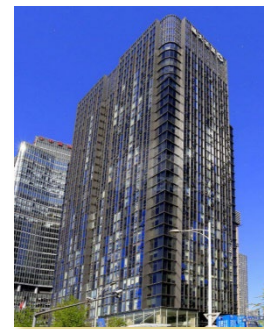
北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号

富爾大廈 3204 室

TEL: +86-(0)10-8595-1435

E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ
/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン/パリ

現地デスク

フィリピン/マレーシア/インドネシア/ブラジル/メキシコ/ケニア